

令和6年1月11日
九州地方整備局

◎不誠実な行為を行った下記業者について、3ヵ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札における参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社星山商店
業 者 の 住 所：熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘9-5-76
- 指名停止措置期間：令和6年1月11日 ～ 令和6年4月10日
(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要
本件は、九州地方整備局が公告した「立野ダム濁水処理設備売払」の入札において、令和5年12月15日に開札をし、株式会社星山商店が落札したが、令和5年12月22日に契約辞退届が提出されたものである。
- 指名停止措置理由
当該業者たる株式会社星山商店が落札者と決定されたにもかかわらず契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第15号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 小柳 康孝 （内線 2511）
（契約課直通：Tel 092-476-3509）
港湾空港関係
総務部契約管理官 坂本 起朗 （内線 290）
（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）